建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 25 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月19日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　花岡　　治　一級建築士　第218492号

３　処分の内容　戒告

４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、有限会社山一ホーム一級建築士事務所（大分県知事登録第09Ｔ―13067号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 25 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月19日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　髙原　雅弘　一級建築士　第209877号

３　処分の内容　戒告

４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社イーグル企画一級建築士事務所（長崎県知事登録第120107号）に属した。

ティルト・ローター機の提案要求書の案に対する意見招請に関する説明会

ティルト・ローター機の提案要求書の案に対する意見を招請するため、説明会を次のとおり実施します。

平成 26 年４月 25 日

陸上幕僚長　岩田　清文

１　調達の内容

ティルト・ローター機（取得機数に係る考え方は提案要求書の案に記載）、維持整備に関する部品、器材及び役務並びに教育訓練に関する器材及び役務等

なお、ティルト・ローター機は、次の条件を備える機種とします。

⑴　固定翼航空機のような速い巡航速度及び長い航続距離での飛行が可能なこと。

⑵　不整地においてヘリコプターのように離着陸が可能なこと。

⑶　海自輸送艦等からの発着艦、搭載・格納が可能なこと。

２　意見提出を希望する者の要件

⑴　ティルト・ローター機の提案要求に応ずる意志を有していること。

⑵　防衛省の要求する情報セキュリティ基準を満たす保全体制が備わっていること。

なお、当該保全体制の確認は防衛省が行います。保全体制が備わっていることは提案要求書の案の手交の際の必須要件となるため、保全体制の確認に関する手続など不明な点がある場合は、速やかに問合せ先までご連絡ください。

３　説明会

⑴　日時

平成26年５月８日午前11時

⑵　場所

防衛省陸上幕僚監部（Ａ棟）２階Ｇ３ａ会議室

⑶　内容

提案要求書の案の概要説明、提案要求書の案の手交及び意見の提出方法並びに質疑応答

⑷　説明会参加の条件

説明会への参加に当たっては、保全体制が備わっており、当該保全体制の防衛省による確認が完了していること。

⑸　参加申込み

説明会への参加を希望される方は、平成26年５月２日午後３時までに担当窓口までご連絡ください。

４　意見の提出方法

⑴　提出期限

平成26年５月29日午後１時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先

〒162―8804　東京都新宿区市谷本村町５番１号

防衛省陸上幕僚監部開発官（開発調整官気付）

⑶　細部は、説明会にて説明

５　担当窓口

防衛省陸上幕僚監部開発官付

藤原　英之

電話　03―3268―3111

内線　41784

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３００４号

神奈川県小田原市本町２丁目１番３号　ＨＳビル２階

申立人　町川　智康

本籍神奈川県足柄下郡箱根町強羅1304番地70、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町強羅1304番地の70、死亡の場所神奈川県足柄下郡箱根町、死亡年月日平成25年11月５日、出生の場所神奈川県横濱市末吉町、出生年月日大正９年９月10日、職業不明

被相続人　亡　森本冨美子

事務所神奈川県小田原市本町２丁目１番３号ＨＳビル２階　まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　町川　智康

横浜家庭裁判所小田原支部

平成２６年（家）第３７０号

兵庫県神戸市東灘区御影３丁目10番21―304号

申立人　中村美知子

本籍富山県高岡市三番町73番地、最後の住所富山県高岡市三番町10番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日推定平成25年12月26日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和22年９月13日、職業無職

被相続人　亡　室﨑　昭子

事務所富山県高岡市中川上町10―14　ソーラービル４階　川原法律事務所

相続財産管理人　川原　拓也

富山家庭裁判所高岡支部

平成２６年（家）第５３３号

富山県富山市総曲輪２丁目１番３号

申立人　富山県信用保証協会

代表者理事　後谷　清文

本籍富山県射水市海老江632番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成25年５月29日、出生の場所富山県新湊市、出生年月日昭和30年８月９日、職業会社役員

被相続人　亡　関澤　清一

事務所富山県富山市西田地方町３丁目６番30号　富山みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

富山家庭裁判所高岡支部

平成２６年（家）第１５９号

愛知県丹羽郡扶桑町大字山那666番地１

申立人　倉地　康悦

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字山那666番地、最後の住所愛知県一宮市明地字西阿古井１番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日平成25年10月１日、出生の場所愛知県丹羽郡扶桑村、出生年月日昭和12年８月19日、職業不明

被相続人　亡　倉地　信子

事務所名古屋市中区丸の内３丁目20番17号中外東京海上ビル12階　ひかり弁護士法人アイリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　　修

名古屋家庭裁判所一宮支部